

奈良県訓令第七号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一部長専決事項の欄第一号及び第二号中「課長、部」の下に「知事公室」を、「並びに部」の下に「又は知事公室」を加え、同欄第四号中「課長、部」の下に「知事公室」を、「参事、部」の下に「又は知事公室」を加える。

別表第三中「県税事務所」を「旅券事務所 県税事務所」に、「榎原文化会館 旅券事務所」を「榎原文化会館」に、「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に、「奈良病院附属看護専門学校 三室病院附属看護専門学校 五條病院附属看護専門学校」を「五條病院附属看護専門学校」に、「奈良病院（救命救急センターを含む。） 三室病院 五條病院」を「五條病院」に、

農業総合センター	総務企画部長（振興センターに係るものうち軽易なものについては、当該センター所長）
----------	--

を

農業研究開発センター	研究企画・技術支援部長（研究センターに係るものうち軽易なものについては、当該センター所長）
農業大学校	担い手養成課長

に改める。